

## 第3回愛媛県地域日本語教育総合調整会議 次第

〔 日 時：令和5年2月22日（水）13：30～  
場 所：県国際交流協会第1研修室  
（松山市道後一万1-1） 〕

- 1 開会あいさつ
- 2 議題  
愛媛県地域日本語教育推進計画案について
- 3 その他  
来年度事業説明と予定スケジュールについて
- 4 閉会

## 出席者名簿

### 【委員】

分野	氏名	所属・役職	出欠	備考
学識経験者 【3名】	高橋 志野	愛媛大学国際連携推進機構国際 教育支援センター教授	出	会長
	奥村 三菜子	NPO 法人 YYJ・ゆるくてやさしい 日本語のなかまたち副理事長	出	
	大森 典子	元愛媛県国際交流協会外国人生活 相談室長	欠	
日本語教育や国際交流 を行う団体の関係者 【2名】	土井 美智子	新居浜市国際交流協会 事務局長	出	副会長
	木田 百合子	えひめ JASL 会長	出	
外国人雇用事業等の 支援団体【2名】	稲垣 徹	愛媛県中小企業団体中央会 事務局長	出	
	野田 實	愛媛県外国人技能実習生受入組 合協議会会長	出	
関係行政機関の職員及 び市町関係者 【4名】	武智 茂記	愛媛県市長会事務局長	出	
	渡部 明忠	愛媛県町村会事務局長	出	
	藤本 朋成	愛媛県経済労働部産業支援局産 業人材課長	出	
	小池 達士	愛媛県教育委員会指導部 義務教育課長	出	義務教育課渡部匡指 導主事代理出席
外国人住民 【2名】	王 姿妍	宇和島市国際交流事務員	欠	
	チャン ティホン	元企業通訳	出	

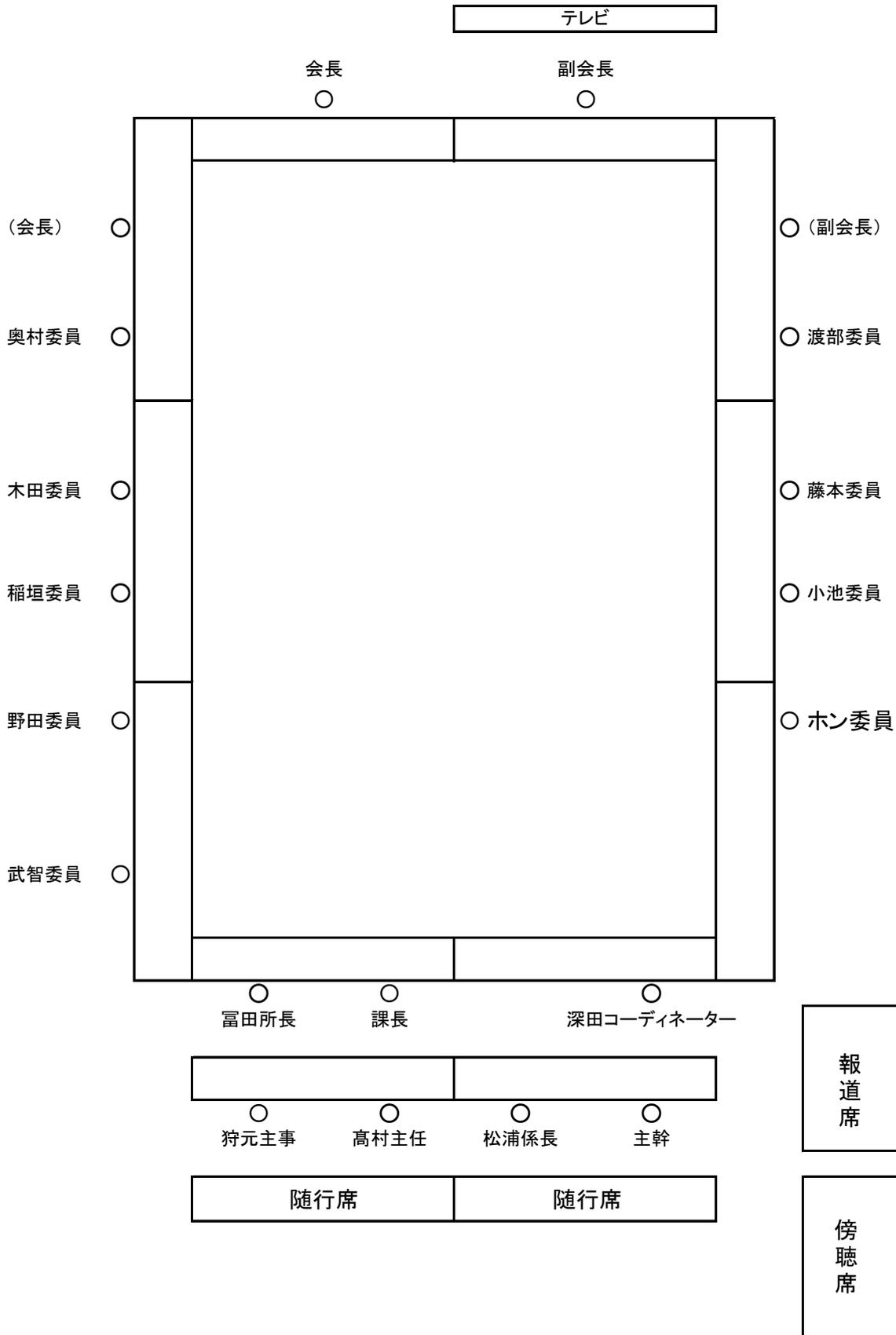
(順不同、敬称略)

### 【事務局】

愛媛県観光国際課	課長	河上 芳一
	主幹	中川 茂久
	国際交流グループ担当係長	松浦 祥子
	国際交流グループ主任	高村 謙介
	国際交流グループ主事	狩元 駿
県国際交流協会	事務局所長	富田 実
	課長	山内 ひでみ
	調査・推進計画策定コーディネーター	深田 絵里

第3回愛媛県地域日本語教育総合調整会議 配席図

令和5年2月22日(水)13:30～  
県国際交流協会第1研修室



## 愛媛県地域日本語教育総合調整会議設置要綱

### (目的)

第1条 本県の実情に応じた日本語教育の推進に資するための計画策定から実現に向けた施策の推進等について、専門的知見の反映、各関係者の意見集約や連携を図るため、愛媛県地域日本語教育総合調整会議（以下「総合調整会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 総合調整会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 県の地域日本語教育に関する計画の策定、見直しに関すること。
- (2) 県の地域日本語教育に関する計画の実現に向けた施策の推進に関すること。
- (3) その他地域日本語教育推進に関し必要な事項。

### (委員)

第3条 総合調整会議委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 日本語教育や国際交流を行う団体等の関係者
- (3) 外国人雇用事業等の支援団体
- (4) 関係行政機関の職員及び市町関係者
- (5) 外国人住民

### (会長及び副会長)

第4条 総合調整会議に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を統轄し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 総合調整会議の委員の任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 総合調整会議は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

### (庶務)

第7条 総合調整会議の庶務は、観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、総合調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は令和4年5月23日から施行する。

# 愛媛県地域日本語教育総合調整会議傍聴要領

愛媛県地域日本語教育総合調整会議  
〔令和4年7月15日制定〕

## 1 傍聴の申込み

傍聴を希望する者は、会議開催日の2日前（閉庁日を除く）の17時までに、傍聴を希望する会議名（愛媛県地域日本語教育総合調整会議）、住所、氏名、連絡先（電話番号又はFAX番号）を愛媛県地域日本語教育総合調整会議事務局（愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課）まで申し出なければならない。

## 2 申込みの受付

傍聴申込みの受付は先着順に行い、定員になり次第受付を終了する。

## 3 傍聴受付の連絡

事務局は、会議開催日の前日（閉庁日を除く）の15時までに、傍聴人に傍聴可能であることを連絡する。

## 4 傍聴人の定員

会議における傍聴人の定員は5人とする。ただし、会場の状況等により、その都度会長が別に定めることができる。

## 5 会議での受付及び手続き

会議傍聴の許可を受けた傍聴人は、会議当日の会議開催予定時刻までに、会場前の受付で氏名及び住所等を記入の上、事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室する。（受付開始は、会議開催予定時刻の15分前からとする。）

## 6 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴人は、次の事項を守ることとする。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等を行ったりしないこと。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

## 7 会議の秩序の維持

会長は、この要領に定めるもののほか、会議の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴人の退場を命ずることができる。

愛媛県地域日本語教育  
総合的な体制づくり事業  
第3回総合調整会議

2023年2月22日(水)

@(公財)愛媛県国際交流協会

# 推進計画策定の工程（作業）

令和4年度分

月	主な工程
4	実態調査準備
5	調査表作成
6	アンケート調査準備 ⇔ワーキンググループの意見交換（以下WG）
7	①総合調整会議 →WG →アンケート実施 市町、団体、教育機関、企業（150）、外国人住民（1000～1300）
8	ヒアリング調査 ～ 次年度実施の骨子試案
9	調査結果集計 →結果報告作成 →（11）WG →骨子案作成
11	②総合調整会議（調査報告）
12	→会議を踏まえた報告書の調整 →WG →推進計画[案]作成
1	→WG →調整
2	③総合調整会議（推進計画[案]報告） →WG →調整
3	推進計画策定

# 推進計画の内容

第1章 地域日本語教育推進計画の概要

第2章 愛媛県における地域日本語教育の現状と課題

第3章 地域日本語教育の方針

●必要なこと

●それぞれの役割

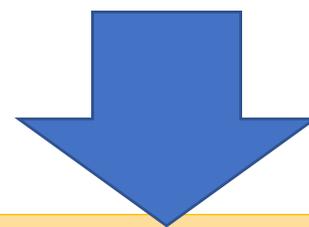
第4章 地域日本語教育の推進

●愛媛県が取り組むこと(施策)

●推進体制

●実施計画

資料



「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」として位置付け

# 地域日本語教育で目指すこと

## 国の方針

外国人を日本社会の一員として受け入れ、社会から孤立しないよう、日本社会において円滑なコミュニケーションができる環境の整備が必要

## 愛媛県が目指すこと

- お互いを認め合い、対等な関係で生活できる環境
- 地域住民が学び合える機会の設定
- 外国人住民等の日本語学習機会の創出

日本人、外国人双方にメリットがあり、活躍の場がある多文化共生地域社会の創出

# 現状と課題（調査結果）

## 外国人住民の現状

- ◆（県内在住外国人住民の大多数は）長期滞在が見込まれる人、働く人
- ◆日本語で「役所や学校からの書類・手紙を読むとき」に困る。
- ◆（聞く、話す、読む、書くいずれも）約4割が日本語は「ときどきわからない」と回答。
- ◆（今日本語を学んでいない人で）8割が日本語を「学びたい」と回答。

長期的に、地域に  
暮らす外国人住民  
の増加

生活に必要な情報  
の理解に困る

日本語を学びたい  
人が学べていない

必要な取組	市町	国際交流協会	高等教育機関・日本語教育機関	日本語教室	企業
地域日本語教育体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆日本語教育のニーズや地域の外国人の状況が把握できていない</li> <li>◆予算がついていない(14/20市)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆日本語教育のニーズや地域の外国人の状況が把握できていない</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆運営費を確保せず、無償ボランティアで運営している団体も多い</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆役割分担が明確ではない</li> <li>◆日本語教育に関する課題の共有ができていない</li> <li>◆外国人雇用企業と連携できていない</li> <li>◆学校・教育委員会と連携できていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆外国人雇用企業と連携できていない</li> <li>◆学校・教育委員会と連携できていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域と教育機関の連携は情報提供に限定的</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校・教育委員会と連携できていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市町と連携できていない</li> </ul>
地域日本語教育人材の養成・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆専属の部署がない</li> <li>◆(地域日本語教育)コーディネーターがない(17/20市)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆県下に日本語教育の専門家養成機関がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆新規ボランティアの定着や育成が難しい</li> <li>◆多様なニーズに対応するだけの人材が足りない</li> </ul>	
日本語教室、学習機会の創出・整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆日本語教室の情報を一元管理していない</li> <li>◆日本語教室空白地帯への情報提供・対策が不十分</li> <li>◆外国人への情報提供ができていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆日本語教室空白地帯への情報提供・対策が不十分</li> <li>◆外国人への情報提供ができていない</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆情報周知の手段や媒体が整備されていない</li> <li>◆学習希望者への教室の広報が不十分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学習希望者への教室の広報が不十分</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆日本語教室が都市部に集中している</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆日本語教室が都市部に集中している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆日本語教室への送迎が困難</li> </ul>

# 取組に必要なこと（役割分担）

最大の課題 = 人材不足

→ 幅広く人材が 連携・協力 する必要 → 役割分担

主体		期待する役割
県		方針の提示、情報提供、人材養成支援、取組支援、意識啓発
市町		場づくり、相談対応、情報提供、意識啓発
国際交流協会	県	連携・協力、研修実施、人材養成、情報提供
	市町	情報窓口、教室運営、相談対応
大学・日本語教育機関等		学習機会、地域との連携、人材育成
日本語教室・NPO団体等		人材の協働、学習機会、交流活動
企業		学習機会、学習支援、交流機会、意識啓発
県民		活動参加、交流・対話
外国人住民		地域への参加

# 愛媛県が取り組むこと（施策）

## ○ 地域日本語教育の連携・協力体制をつくる

- ① 行政や関連機関、企業等の役割の認識共有
- ② 総括コーディネーターの配置
- ③ 地域日本語教育に関わる機関、団体等と連携・協力

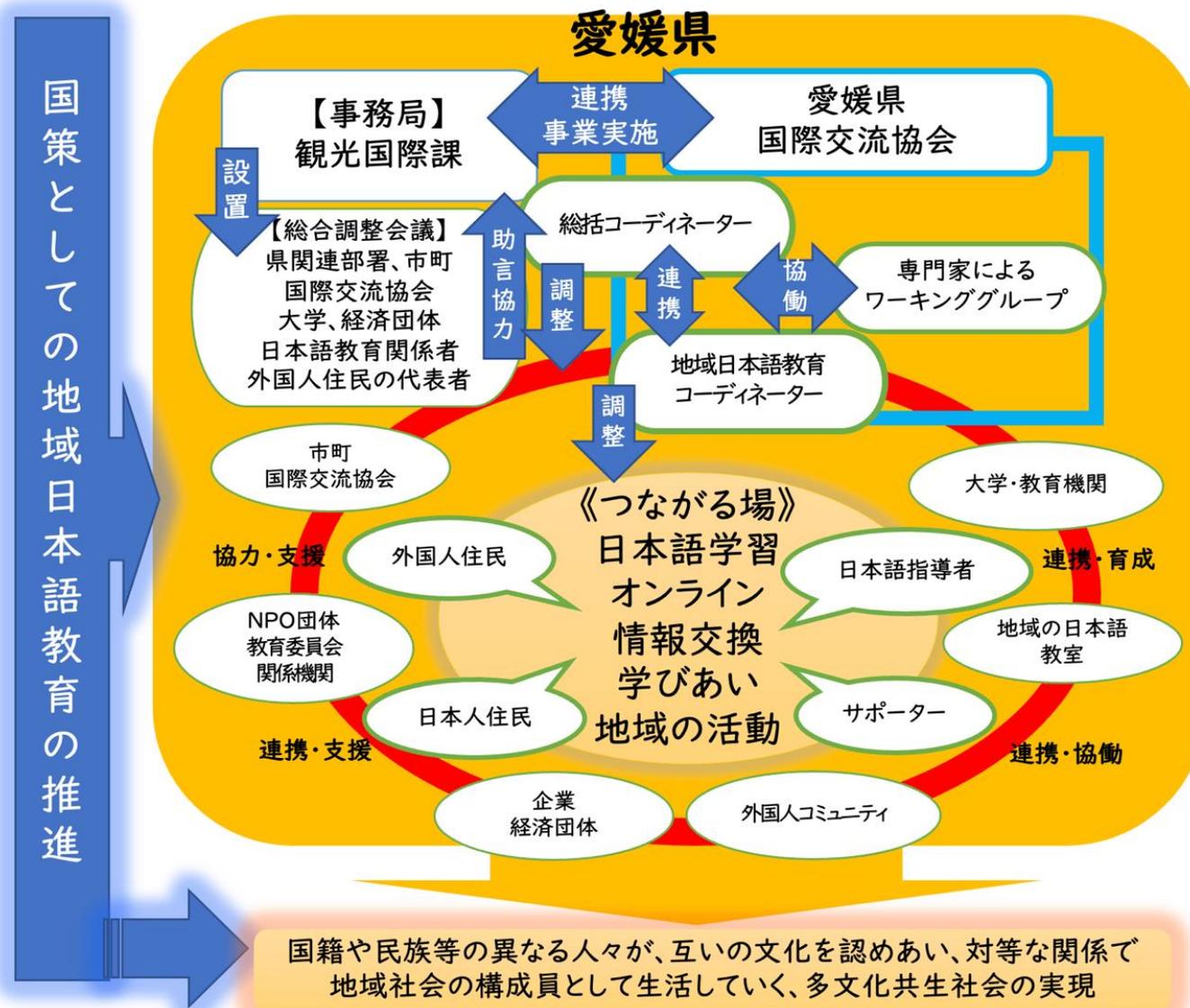
## ○ 地域日本語教育に関わる人材を増やす

- ① 地域日本語教育に関わる人材の養成
- ② 既存の地域日本語教育人材のスキルアップを支援
- ③ 地域日本語教育コーディネーターの育成
- ④ 地域社会への意識啓発（「やさしい日本語」の啓蒙活動等）

## ○ 多様なニーズに対応する日本語学習機会をつくる

- ① 日本語教育空白地域での日本語教室立ち上げの支援
- ② ICTを活用した日本語学習の啓発
- ③ 地域住民や関係機関との連携による交流機会の創出
- ④ 日本語教育に関する情報集約ウェブサイト等の構築

# 推進体制（イメージ）



# 県及び県協会における実施計画

※令和5年度から令和8年度までの4年間とし、地域日本語教育に関する社会情勢の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行う。

事業内容	実施主体	R4	R5	R6	R7	R8
地域日本語教育の連携・協力体制をつくる						
総合調整会議の設置	県	→				
「日本語教育の推進に関する法律」第11条に基づく基本的な方針(推進計画)の作成	県	→				
コーディネーターの配置 ・調査・推進計画策定コーディネーターの配置 ・総括コーディネーターの配置 ・地域日本語教育コーディネーターの配置	協会 協会 協会	→		→		
日本語教育の実施に関する連携のための取組 ・専門家、NPO 団体、外国人住民等との連絡会議等	協会・県		→			
地域日本語教育に関わる人材を増やす						
市町への意識啓発 ・地域日本語教育総合的な体制づくり事業に関するセミナー ・やさしい日本語研修会	協会・県 協会	→	→			
日本語教育人材に対する研修 ・地域日本語教育コーディネーター候補者育成支援 ・日本語教育人材のスキルアップ研修 ・ICTを使った地域日本語教育のセミナー	協会 協会 協会	→		→		
多様なニーズに対応する日本語学習機会をつくる						
地域日本語教育の実施 ・オンライン日本語クラスの運営及びサポート ・空白地域における日本語学習機会の提供 ・多様なニーズに対応した日本語教育の試行	協会 協会 協会		→			
地域日本語教育に付随して行われる取組 ・オンラインクラスでの課外活動・地域交流会の実施	協会		→			
日本語教育に関する広報活動 ・日本語教育に関する情報を一元化したウェブサイトの構築	協会			→		
教材作成 ・「日本語教育の参照枠」等の活用の検討 ・ICTを活用した日本語教材等の研究	協会 協会			→		

→ 協会（愛媛県国際交流協会）

→ 愛媛県

# 資料

- 1 総合調整会議名簿（令和4年10月時点）
- 2 ワーキンググループ名簿
- 3 策定の過程

# 令和5年度愛媛県地域日本語教育体制づくり事業（文化庁補助事業）について

## ○実施事業（予定）

### 地域日本語教育の連携・協力体制づくり

- 総括コーディネーターの配置
- 意見交換会実施（3地域予定）

### 人材の育成・養成

- 地域日本語教育コーディネーターの養成
- やさしい日本語研修会

### 日本語学習機会の提供

- オンライン等を活用した地域日本語教室開催（2地域予定）

## ○スケジュール案

	R5.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6.1月	2月	3月	R6年度～
総合調整会議						<b>第1回会議</b> <b>【議題】</b> ・事業の進捗状況 ・令和6年度事業について					<b>第2回会議</b> <b>【議題】</b> ・5年度事業総括 ・6年度事業に向けた検討		<b>施策実施</b>
実施予定事業	総括コーディネーター配置  地域日本語教育コーディネーター候補の募集			ICTに関するセミナー			コーディネーター養成  地域日本語教室開催	地域日本語教室開催			やさしい日本語 やさしい日本語 やさしい日本語 スキルアップ研修	情報の収集+地域別の意見交換  情報交換会	